

平成 24 年度 事業計画書

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、不動産業、金融・証券市場へ進出して、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させている。また、公共事業に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。更には、拳銃を使用した殺人事件等の凶悪事件を敢行しているほか、麻薬や覚せい剤の密売、売春、賭博等の従来からの犯罪をはじめ、外国人犯罪組織と結託してのカード類の偽造や車両窃盗、振り込め詐欺事件等各種の犯罪を繰り返している。

このような暴力団の脅威は、今や市民生活の場面にまで入り込み、県民に多大な不安と恐怖を与え続けている。

一方、有害薬物の乱用は、平成 23 年中、県警による覚せい剤事犯の強力な取締りにより、550 人(男性 429 人、女性 121 人)を検挙し、その内、昨年同様初犯者は約半数を占め、依然として、薬物乱用が青少年や一般市民層等へ拡散傾向にあることが憂慮されている。

このような情勢に対応するため、関係機関及び団体と連携して、県民の総力を結集した暴力追放と薬物乱用防止活動を強力に推進する必要がある、当センターは、次の事業を行う。

1 広報啓発活動

(1) 県民大会の開催

暴力団の実態及び薬物乱用の現状について広く県民の認識を深め、暴力追放と薬物乱用防止意識の高揚を図るため、来年 1 月 28 日に埼玉会館において暴力追放と薬物乱用防止埼玉県民大会を開催する予定。

(2) 広報啓発資料の作成配布等

ア 機関誌「センターだより」を発行し、市町村、各種団体、企業及び賛助会員等に配布する。

イ 暴力追放・薬物乱用防止に関する小冊子、リーフレット等を作成(購入)し、関係機関、団体及び賛助会員等に配布する。

ウ 薬物乱用の現況とその危険性を記載したパンフレットを作成し、教育関係者及び各種団体等に配布する。

エ 暴排ポスターを作成し、市町村、各種団体、企業及び賛助会員等に配布する。

オ 暴力追放・薬物乱用防止センターの業務を周知徹底するため、業務内容リーフレットを作成し、関係機関及び各種団体等に配布する。

(3) 講演会の実施

暴力追放・薬物乱用防止意識の高揚を図るため、団体、企業及び市町村が開催する各種会合並びに暴排大会等に参加し、講演会を実施する。

(4) 広報活動の推進

ア 県警察の暴力団総合対策特別強化月間に合わせて、県庁及び各警察署に暴力追放・薬物乱用防止運動の懸垂幕を掲出しての広報を実施する。

イ 暴力追放・薬物乱用防止について、ケーブルTV、FM放送、新聞等を利用して広報を実施する。

ウ ホームページを利用しての暴力追放・薬物乱用防止の広報を実施する。

エ 賛助会員に対してメールマガジン「埼玉暴追センター通信」を配信し、連携を強化するとともに広報を実施する。

オ 県及び各種団体が実施する暴力追放・薬物乱用防止キャンペーンに参加する。

カ 県内(主に県南地区)主要路線バスに暴力追放・薬物乱用防止センターのポスターを掲示して広報を実施する。

キ 県内県土整備事務所やJR駅構内、県内遊技場等の掲示板に暴力追放・薬物乱用防止ポスターを掲示し、広報を実施する。

ク 他団体の広報紙及び公営施設の電光掲示板等へ暴力排除に関する情報・メッセージの掲載・掲出を協力依頼する。

ケ 県内各公営競技場やさいたまスーパーアリーナ、西武ドーム等に設置されている電光掲示板等を利用して、暴力追放・薬物乱用防止の広報を実施する。

コ 各協議会等が発行している機関誌に暴力追放・薬物乱用防止のミニポスターを掲載依頼し、広報を実施する。

(5) 表彰の実施

暴力追放・薬物乱用防止活動の顕著な功労のあった団体及び個人に対して表彰を実施する。

2 地域・職域活動

(1) 地域、職域における組織的活動を活発化するため、既に結成されている暴力排除組織の活動を支援するとともに、警察と連携して、職域暴力排除組織を新たに1~2組織結成することを目標とし、働き掛けを実施する。

(2) 地域、職域の暴力排除団体が開催する大会等で、講演を実施する。

(3) 地域暴力排除推進協議会との連携と効果的活動の推進を図るため、各市町村の事務担当者を集め、情報交換連絡会を開催する。

(4) 地域、職域暴力排除組織が行う暴力追放及び薬物乱用防止の広報活動に対し、ビデオやチラシ等の広報資料を提供して支援する。

3 相談、保護及び救済活動

(1) 効果的な相談活動の実施

ア 暴力追放相談委員及び薬物問題相談委員を効果的に運用し、相談内容に対応した適切な相談業務を実施する。

イ 相談窓口の利用促進を図るため、県民が気軽に相談できるようチラシ等を作成し、地域の各種講習会及び講演会等において配布する。

(2) 訴訟費用等の無利子貸付

暴力団事務所の明渡し及び暴力団等に対する損害賠償請求等の訴訟費用並びに暴力追放・薬物乱用防止活動において受けた財産的被害の修復費用を無利子で貸付け支援する。

(3) 被害者見舞金の支給

暴力団又は薬物乱用者から傷害を受けた被害者に対して、見舞金を支給する。

4 暴力団の影響排除活動

(1) 暴力団が少年に及ぼす影響及びその排除の実態等についてのパンフレットを作成し、少年指導委員及び教育関係者等に配布する。

(2) 少年指導委員に対して行う研修会において、講演を実施する。

5 不当要求防止責任者講習

(1) 公安委員会から委託を受け、事業者から選任された不当要求防止責任者に対して、不当要求防止責任者講習を実施する。

(2) 市役所等の行政機関に対して行政対象暴力排除の重要性を認識させ、事案の未然防止と対処方法の習熟のため、随時の責任者講習等を実施する。

6 暴力団から離脱する意志を有する者を助ける活動

(1) 離脱相談電話の利用促進

離脱相談電話(リバースコール)利用促進のための広報を実施する。

(2) 援助費の支給

暴力団からの離脱を希望する者の社会復帰を支援するため、就労及び身辺保護に要する費用を支給する。

(3) 埼玉県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会に対する支援

ア 暴力団離脱者の円滑な就労対策等を推進するため、埼玉県暴力団離脱者社会復帰対策会議を開催するとともに、未加入の事業所に対し加入呼び掛けを実施する。

イ 暴力団離脱者雇用給付金の支給

暴力団離脱者の雇用を円滑化するため、離脱者を長期間雇用した事業所に対して、雇用給付金を支給する。

7 監視活動

(1) モニターの委嘱と情報の収集

暴力追放・薬物乱用防止モニターを委嘱し、地域における暴力団の実態及び薬物乱用の現状とその排除に関する要望意見を聴取し、事業に活用する。

(2) モニター会議の開催

モニターの研修と意見交換等のため、モニター会議を開催する。

8 情報資料の収集及び調査研究

(1) 公刊物に掲載の暴力団関係情報、不当要求事例等の情報を収集管理し、関係団体及び企業などに対してトラブル等の防止を図るため、必要な情報提供を行う。

(2) 不当要求防止責任者講習受講者に対して、アンケート調査を実施し、その結果を各事業に反映させる。